

## 議 題

- |                        |       |     |
|------------------------|-------|-----|
| (1) 平成 24 年度事業報告       | ----- | 3-1 |
| (2) 平成 24 年度会計報告・監査報告  | ----- | 3-2 |
| (3) 平成 25 年度事業計画案及び予算案 | ----- | 3-4 |
| (4) 平成 25 年度役員選出案      | ----- | 3-6 |
| (5) 平成 26 年度要望事項等      | ----- | 3-7 |

## 平成 24 年度住宅市街地整備推進協議会事業報告

### 1 幹事会議の開催

第 1 回 平成 24 年 4 月 23 日（月） 於 国土交通省 住宅局 会議室

- 〈内容〉
- ① ホームページのリニューアルについて
  - ② 第 22 回全国会議議題について

第 2 回 平成 25 年 2 月 15 日（金） 於 国土交通省 住宅局 会議室

- 〈内容〉
- ① 平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度当初予算概要の説明、  
交付金・耐震化支援制度の説明
  - ② 平成 24 年度協議会活動について

### 2 第 22 回住宅市街地整備推進協議会全国会議の開催

平成 24 年 5 月 31 日（木）、6 月 1 日（金） 於 愛知県（犬山市）

- 〈内容〉
- ① 平成 24 年度予算内容、事業計画等の説明
  - ② 住市総等事業地区事例研究等

### 3 住宅市街地整備研修会

平成 24 年 7 月 26 日（木）、27 日（金） 於 日本教育会館

### 4 ブロック活動

- ・九州ブロック担当者会議 平成 24 年 10 月 25 日（木）
- ・中国・四国ブロック会議 平成 24 年 10 月 18 日（木）
- ・近畿ブロック会議 平成 25 年 3 月 22 日（金）

以 上

住宅市街地整備推進協議会  
平成 24 年度会計報告書・監査報告書

	項目	金額	摘要
収入の部	前年度繰越金	5,619,389円	平成 24 年 4 月 18 日時点。
	年会費	2,144,000円	
	預金利息	767円	
	収入計	7,764,156円	
支出の部	会議費	114,830円	会場使用料、お茶代等
	全国会議費	1,307,904円	開催費（会場費、資料印刷費等）
	研修会負担金	715,000円	住宅市街地整備研修会に係る負担金
	通信費	4,705円	郵送費用、振込手数料
	事務費	1,340,802円	HPの維持管理費、事務局補助業務
	支出計	3,483,241円	
	次年度繰越金	4,280,915円	

- 次年度繰越金の内訳  
 預金 4,280,915円  
 みずほ銀行九段支店 普通預金 No. 2092447  
 住宅市街地整備推進協議会 4,280,915円

平成 25 年 4 月 30 日、上記のとおり会計報告致します。

事務局 独立行政法人都市再生機構 団地再生部 居住再生チームリーダー 間瀬 昭 

平成 25 年 4 月 30 日、上記について監査の結果、適正であることを報告致します。

監査 さいたま市 都市局まちづくり推進部 まちづくり総務課長 藤澤 英之 

監査 和歌山県 都市住宅局 都市政策課長 皆川 武士 

第22回住宅市街地整備推進協議会 全国会議 収支報告

	項 目	金 額	適 用
収入の部	参加費	204,000円	@2,000円×102人分
	協議会負担金	(1,307,904円※)	住宅市街地整備推進協議会予算より支出
	利息	0円	
	収入計	(1,511,904円※)	
支出の部	会議費	(1,443,924円※)	会場使用料、テキスト印刷代等
	現地研修会費	67,980円	施設入場料
	支出計	(1,511,904円※)	

平成 25 年度 住宅市街地整備推進協議会事業計画（案）

会議名称等	内容	時期等
ブロック会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 度幹事の選出</li> <li>・平成 26 度政府予算に対する各ブロックの要望について集約</li> </ul>	～ 4 月
幹事会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度事業報告・決算報告</li> <li>・平成 25 度事業計画案・予算案</li> <li>・平成 26 度要望事項等</li> <li>・意見交換</li> </ul>	<b>【第 1 回幹事会議】</b> 4 月 19 日 於：国土交通省住宅局 会議室
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 度政府予算に係る説明</li> <li>・平成 25 度活動状況報告</li> <li>・意見交換</li> </ul>	<b>【第 2 回幹事会議】</b> 1 月下旬予定
全国会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 度事業報告・決算報告</li> <li>・平成 25 度事業計画案・予算案</li> <li>・平成 25 度役員選出</li> <li>・平成 26 度要望事項等</li> <li>・研究会・その他</li> </ul>	6 月 20 日～ 6 月 21 日 於：神奈川県横浜市
住宅市街地整備研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省市街地住宅整備室より（予定）</li> <li>・事業実施事例報告（予定）</li> </ul>	7 月 25 日～ 26 日 於：東京都千代田区 「大和ハウス東京ビル」
ブロック活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック部会活動</li> </ul>	
ホームページ運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの更新</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿作成</li> </ul>	

平成 25 年度 住宅市街地整備推進協議会予算（案）

区分	経費項目	予算額	備考	
収 入	繰越金	4,280,915 円		
	会費	2,056,000 円		
	(内 訳)	地方公共団体等	1,896,000 円	【内訳】 ・ 20,000×94 団体 ・ 8,000×2 団体 ・ 規約第 15 条第 4 項による会費免除 団体 19 団体※ ・ 規約第 15 条第 5 項による会費免除 団体 6 団体
		住宅金融支援機構	80,000 円	
		都市再生機構	80,000 円	
計	6,336,915 円			
支 出	会議費	1,200,000 円	【内訳】 ・ 北海道東北 200,000 円 ・ 関東甲信 200,000 円 ・ 東海北陸 200,000 円 ・ 近畿 200,000 円 ・ 中国四国 200,000 円 ・ 九州 200,000 円	
	全国会議開催費	2,000,000 円		
	研修会負担金	1,000,000 円	住宅市街地整備研修会	
	印刷・通信費	100,000 円		
	庶務業務委託費	1,000,000 円	【内訳】 ・ 庶務作業委託 ・ ホームページ維持管理	
	予備費	1,036,915 円		
	計	6,336,915 円		

※ 規約第 15 条第 4 項に基づき、東北地方太平洋沖地震における被災地に対する会費免除を実施する。

対象：北海道・東北ブロック全域及び平成 23 年 5 月 2 日付「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」の特定被災地方公共団体を含む県内の会員（北海道、札幌市、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、水戸市、神栖市、栃木県、足利市、千葉県、千葉市、浦安市、長野県、新潟県の 19 団体）

平成 25 年度 役員 選出 (案)

(ブロック会議による選出)

① 幹事 \* : ブロック代表

北海道・東北ブロック	北海道*	山形県
関東・甲信ブロック	長野県*	東京都
東海・北陸ブロック	愛知県*	岐阜県
近畿ブロック	滋賀県*	神戸市
中国・四国ブロック	徳島県*	岡山県
九州ブロック	北九州市*	長崎県

(部会による選出)

② 部会幹事	<u>住市総事業部会</u>	<u>密集事業部会</u>	<u>街なみ事業部会</u>
北海道・東北ブロック	青森県	秋田県	福島県
関東・甲信ブロック	北区	品川区	千葉県
	茨城県	台東区	山梨県
	足立区	浦安市	
	草加市	横浜市	
東海・北陸ブロック	名古屋市	愛知県	石川県
近畿ブロック	奈良県	大阪府	和歌山県
	大阪市	京都市	
中国・四国ブロック	広島市	島根県	広島県
九州ブロック	北九州市	長崎県	熊本県

(全国会議による選出)

③ 協議会代表	福岡市
④ 協議会副代表	東京都
	横浜市
	北海道
⑤ 監査	世田谷区
	京都府
⑥ 部会長	青森県
・住市総事業部会	
・密集事業部会	愛知県
・街なみ事業部会	熊本県

平成26年度 住宅市街地整備関係政府予算に対する要望事項

住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)【旧住市総】

No	要望事項	要旨	ブロック
1	平成26年度の事業予定について	「松原団地駅西側地区住宅市街地総合整備事業」 ・整備地区内の公共施設、谷塚松原線(延長約980m)のうち、約700mの事業認可と用地取得。(国庫補助要望予定あり。)	関東・甲信
2	(拠点型) 予算確保・配分について	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿

住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)【旧密集】

No	要望事項	要旨	ブロック
1	住市総(密集型)	現行の補助制度を堅持し、住市総予算を確保すること。 【理由】 国の財政状況が厳しいことにより、平成24年度交付金は要望額に対して3割カットの内示額となった。国の補助制度は、地方自治体が早期に密集市街地の改善を図っていく上で重要なものである。よって、要望に応えられるよう予算措置に努めていただきたい。	関東・甲信
2		住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を計画的に推進するため、事業主体が必要とする予算確保と配分をお願いします。	関東・甲信
3	(密集型) 予算確保・配分について	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿
4	居住環境形成施設整備事業における交付対象の拡充	東九条地区に置いては、急激な人口減少に伴い、当初整備を予定していたコミュニティ住宅が不要となったため、住宅建設のために先行取得していた用地については、地区公共施設として公園・緑地を整備する計画としている。 当地区の公園・緑地計画面積は、整備区域の約5分の1に当たり、土地利用のバランスを考慮すると、他の用途に変更すべきであると考え、居住環境形成施設整備事業における交付対象施設が、道路、公園、緑地、広場等の地区公共施設に限定されていることから、用途変更は困難な状況である。 については、土地の有効な活用を図るとともに、良好な住環境の形成、地区内外の交流の促進、地域活性化に資するものとするため、居住環境形成施設整備事業の交付対象に公園、緑地等以外の公共施設(文化体育施設、社会教育施設等)を加え、かつ、地区公共施設と同様、用地の取得及び造成についても交付対象とすることを要望する。	近畿
5	建築物の耐火性能等に関する研究の実施	管内市町村のほとんどが活用している不燃領域率の評価改善を図るため、近年の住宅性能の向上を踏まえた防火木造建築物等の耐火性能、延焼遅延効果の反映方法等に関する研究を実施されたい。 (要望理由) 市街地大火の可能性を測定する指標である不燃領域率では、防火木造建築物は不燃性向上に寄与しないものと設定されている。しかし、指標を検討した時期と比べ、近年の住宅性能は相当向上しているものと考えられる。また、防火木造建築物等の延焼遅延効果を評価できる指標である延焼抵抗率については、算定にGISが必要であり、厳しい地方財政状況の折、導入や維持が困難な状況である。不燃領域率においても、現在の市街地状況を適切に把握できるよう、防火木造建築物の耐火性能、延焼遅延効果の反映方法等に関する研究が必要である。	近畿
6	国庫補助金の確保	密集市街地の整備の計画的な推進のため、事業主体の要望どおりの予算確保を願いたい。 (要望理由) 住市総事業を含む社会資本整備総合交付金において、平成24年度は要望額に対し約7割配分であったことから、事業費縮小や次年度送りとなった事業もあった。平成32年度までに、密集市街地における最低限の安全性を確保するためには、地方の要望どおり、住宅市街地総合整備事業等に関する事業費が確保されることが不可欠である。	近畿

## 住宅市街地総合整備事業(防災街区整備事業)

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算確保・配分について	防災街区整備事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿

## 住宅市街地総合整備事業(都市再生住宅等整備事業)

No	要望事項	要旨	ブロック
1	都市再生住宅等整備事業における従前居住者用賃貸住宅へのエレベーターの設置の基幹事業化	<p>再開発住宅制度等(現:都市再生住宅等整備事業)に基づき建設した従前居住者向けの再開発住宅(現:従前居住者用賃貸住宅)にエレベーターを設置する場合、社会資本整備総合交付金における基幹事業の対象とすることを要望する。</p> <p>(要望理由・要旨)</p> <p>大阪市では、昭和50年代より、市街地再開発事業等の施行に伴い住宅を失う従前居住者向けの住宅として、再開発住宅(現:従前居住者用賃貸住宅)の整備を進めてきた。市街地再開発事業等の完了後は、既存ストックの有効活用の観点から、一般市民も対象として入居者募集を行うことにより、再開発住宅の活用を図っている。</p> <p>一方で、昭和50年代に建設された再開発住宅はエレベーターが設置されていないものが多く、現在、エレベーターの設置を検討しているところである。</p> <p>しかし、現行制度における基幹事業の対象は、公営住宅や改良住宅等に限られており、再開発住宅は対象外とされていることから、事業促進を図るために、対象の拡充を要望するものである。</p>	近畿

## 街なみ環境整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算確保・配分について	街なみ環境整備事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿
2	必要とされる予算額の確保	街なみ環境整備事業において、整備区域の拡大に伴う補助金申請が増加傾向にあるので、事業実施に必要な予算確保をお願いしたい。	中国・四国
3	継続事業の予算確保	国土交通省を始めとする3大臣の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に記載のある事業について、街なみ環境整備事業で事業を実施している地区がある。この計画は法定協議会と協議して決めているため、計画期間(10年間)が終了するまでの間、事業実施に必要な予算確保をお願いしたい。	中国・四国
4		<p>平成26年度以降も、引き続き、社会資本整備総合交付金による市街地整備事業への配分を確保されたい。</p> <p>(要望の理由)</p> <p>平成25年度から、新たに防災・安全交付金が創設され、従来の社会資本整備総合交付金が2分化されることになり、通常・社会資本整備総合交付金予算が縮小されておりますが、通常・社会資本整備総合交付金予算でしか執行できない事業も多くあることから、通常・社会資本整備総合交付金予算の確保を要望するものです。</p>	東海・北陸

## 狭あい道路整備等促進事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	狭あい道路整備等促進事業の平成26年度以降の事業期間延長	<p>狭あい道路の整備は、建物の更新と併せて実施するケースが多く、事業期間が長期間となり、拡幅の必要な狭あい道路は、未だ数多く残っている状況である。</p> <p>今後も狭あい道路の解消による安全な市街地の形成を図っていく必要があるため、平成25年度までとなっている事業期間の延長を要望する。</p>	中国・四国

## 住宅・建築物安全ストック形成事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	密集市街地で防火改修を併せて行う耐震改修に係る助成の拡充	密集市街地の防災性向上に有効である防火改修を併せて行う耐震改修の一層の促進を図るため、国の補助率の嵩上げ等の促進方を講じられたい。 (要望理由) 防火改修と併せて行う耐震改修に係る助成制度について、実施主体である市町村では、厳しい地方財政状況の折、制度導入の大きな課題となっている。導入促進を図るため、国の補助率の嵩上げ等の地方負担軽減策を行うことが必要である。	近畿
2	住宅・建築物の耐震改修費補助への補助率の拡充、補助要件の緩和	①平成26年度以降変更予定となっている住宅の耐震改修費補助の基礎額について、平成25年度同様継続して実施できるようにしていただきたい。(例:戸建住戸の戸当たりの基礎額55万円の継続) ②基幹事業として実施できるよう補助要件の緩和を行っていただきたい。(例:特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導要件の撤廃) (要望理由) ・東日本大震災による甚大な被害が報告され、東海地震や東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。平成18年には、国土交通省より「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」は示され、住宅・建築物の耐震化率を平成27年度までに9割とする目標が掲げられた。さらに、平成23年3月に住生活基本計画が見直され、平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられた。これらの目標達成には、耐震化のスピードアップが必要である。 ・住宅・建築物の耐震改修は、所有者にとって費用負担が非常に大きいことから、限度額及び補助率の引き上げなど、公的支援の充実が必要不可欠である。こうしたことから、ほぼすべての政令市において、社会資本整備総合交付金効果促進事業を活用し、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱に定める補助率以上の補助率により、事業を実施している状況にある。	近畿
3	住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化事業における国費率のアップによる地方負担の軽減をお願いしたい。	現在、国において耐震改修促進法の改正が検討されており、一部の建築物については、耐震診断の義務化が予定されていることから、所有者の診断費用の負担軽減のために地方が補助する場合、地方負担額の軽減の観点から、国費率の見直しをされたい。	中国・四国

## 社会資本整備総合交付金

No	要望事項	要旨	ブロック
1		平成24年度の社会資本整備総合交付金の配分は非常に厳しいものであり、平成25年度についても、防災・安全交付金へ移行する額を考慮してもなお、前年度と同レベルの予算であり、今年度と同じような厳しい配分状況が想定される。 このようななか、平成26年度社会資本整備総合交付金の予算については、必要な予算の確保と、各自治体の実情を踏まえた適切な配分とされたい。	関東・甲信

## 市街地再開発事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	制度の拡充	地方公共団体の財政が逼迫していることにより、補助制度上の満額予算化が難しい状況にある。 このため、地方公共団体の負担を必要としない、防災・省エネ緊促事業等、国費の上乗せの制度の拡充など、柔軟な対応をお願いしたい。	中国・四国
2	初動期の支援	準備組合段階の市街地再開発事業について、初動期支援として、基本計画作成及び推進計画作成の国庫補助を活用したが、経済状況の悪化により、事業の再構築を余儀なくされており、その場合、再度の国庫補助が受けられるよう制度の改正をお願いしたい。 (都市局所管においては、初年度の国庫補助から10年間は可能となっているが、住宅局所管においては、そういった記載がない。)	中国・四国

## 優良建築物等整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算確保・配分について	優良建築物等整備事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿
2	早期の予算配分及び交付決定	大規模な建築物の整備など早期の工事着手が行えるよう、係る交付金の予算上の措置をお願いしたい。	中国・四国
3	優良再開発型優良建築物等整備事業の施行区域条件の拡充	現行制度の優良再開発型の対象地域は、「三大都市圏の既成市街地」、「人口10万人以上の市の区域」などであり、人口規模が小さな都市は対象区域とならない。 一方で、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定では、沿岸部の市街地の大半が浸水することになっているが、津波から避難できるような高所もなく、津波避難ビルの整備が必要となっている。 このことから、市街地環境の改善に併せた津波避難建築物の整備が可能となるよう施行区域を全国に拡大してほしい。	中国・四国
4	民間事業者が事業主体の場合であって、住戸分譲等を伴う整備事業を行う場合、消費税額を全て補助対象外とし、対象外とした消費税相当額を次の各項目に上乗せするよう改正されたい。 1) 包括積算方式の乗率に消費税相当額を上乗せ 2) 個別積算については、乗率規定を設け、消費税相当額を個別積算対象額に上乗せ。	民間事業者が事業主体であり、住戸分譲等を伴う整備事業を行う場合、消費税仕入控除税額が明らかになるのは、通常、補助対象物件の分譲後の消費税の申告後であることから、一般的には国費請求後であり、補助金返還を伴うような事業スキームとなっている。 地方において、補助金返還は、民間事業者への影響（返還命令）や、議会の議決等、労力が大きいため、本来補助対象とできる消費税全額を対象外とするなどの苦肉の策を取らざるを得ない状況である。 以上のことから、消費税額を対象外とする代わりに、消費税相当額分の補助対象事業費を拡大されたい。	中国・四国

## その他

No	要望事項	要旨	ブロック
1	税制の5,000万円控除適用	住市総における用地取得等の税制上の措置として全て5,000万円控除（収用事業に準ずる）を適用されたい。	近畿
2	税制の5,000万円控除適用	収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除の特例を適用できない老朽建築物等除却、及び公共用地取得において譲渡取得の特別控除（5,000万円控除）が適用できるよう要望する。	近畿
3	税制の5,000万円控除適用	住市総事業に伴う用地取得や老朽住宅買収除却について、収用事業と同様に譲渡所得の5,000万円控除の適用をお願いします。	近畿
4	事務処理期間の短縮	「老朽木造賃貸住宅除却等補助金の交付」及び「主要生活道路の拡幅に伴う用地買収」については、建築物所有者の除却・建替え等のタイミングやスケジュールに応じて事務事業を進めていく必要があります。 また、タイミングを失うと「除却行為」が遅れ、かつ、「主要生活道路の拡幅」については開発及び建築行為のスケジュールに遅延を生じさせる場合があり、建物等の権利者の合意を得ることが出来ず、道路拡幅が実行できないことも十分あることから、「交付申請」から「交付決定」までの処理期間（約30日間）を大幅に短縮されたい。	近畿
5	都市再生緊急整備地域内への支援の拡充	当市は、平成19年2月に「浜松駅周辺」が都市再生緊急整備地域に指定され、これまで特区の都市計画決定後、1箇所事業が施行されたところです。 しかし、地域内をはじめ中心市街地の地価はいまだ下落傾向にあり、床需要も少なく、民間が施設建築物に投資をしても回収ができないためか、老朽化した建築物は上層の空床を多くかかえたまま1階の路面店だけの利用形態や解体され平地のコインパーキングが多く点在しています。 また、当市の権利者の意向調査の結果、共同化は反対で個別での建て替え希望が多数をしめている状況です。 このような状況のもと、民間の投資が出来る環境づくりが必要なことから、地域価値を上げて行くために居住人口の増加対策がより必要であると考えます。 よって、都市再生緊急整備地域内で、再開発事業の補助採択に該当しない小規模な再生事業に関しても、老朽化建築物や平地のコインパーキングから小規模居住施設等を建設する場合の解体費補助や共同施設整備費補助等の支援メニューをお願いしたい。	東海・北陸

## 住宅市街地整備推進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、住宅市街地整備推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 協議会は、住宅市街地における美しい景観形成、安全で快適な居住環境の創出、都市機能の更新又は良質な市街地住宅の供給等を推進するために設けられた住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、街なみ環境整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等（これらに係る社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金等による事業を含み、以下、「住宅市街地総合整備事業等」という。）の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市街地の整備に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 住宅市街地総合整備事業等に関する意見及び情報の交換。
- 二 住宅市街地総合整備事業等の資料の収集。
- 三 住宅市街地総合整備事業等を促進するための関係機関との連絡及び折衝。
- 四 住宅市街地総合整備事業等に関する研修会等の開催。
- 五 住宅市街地の整備に関する調査研究。
- 六 前各号に定めるもののほか必要と認める事業。

### (構成)

第4条 協議会は、都道府県、政令指定都市、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）並びに住宅市街地総合整備事業等に関係する特別区、市町村、地方住宅供給公社及び住宅市街地の整備に関係する公益法人等（以下「会員」という。）をもって構成する。

### (組織)

第5条 協議会に、協議会代表、協議会副代表、幹事、事務局及び監査を置く。

### (ブロック)

第5条の2 協議会に、次のブロックを置く。

- 北海道・東北ブロック
- 関東・甲信ブロック
- 東海・北陸ブロック
- 近畿ブロック
- 中国・四国ブロック
- 九州ブロック

### (協議会代表)

第6条 協議会代表は、協議会を総括する。

- 2 協議会代表は、定数を1とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会代表の任期は3年とする。

(協議会副代表)

第6条の2 協議会副代表は、協議会代表を補佐する。

- 2 協議会副代表は、定数を3とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会副代表の任期は1年とする。

(幹事及び事務局)

第7条 幹事は、ブロックごとに定数を2とし、会員の中より選出する。

- 2 幹事は、ブロックごとにブロック代表幹事を選出する。
- 3 幹事の任期は1年とする。
- 4 事務局は都市機構本社とし、社団法人全国市街地再開発協会がこれを支援する。なお、事務局の業務は、別に定める実施細則による。

(監査)

第8条 監査は、定数を2とし、全国会議において会員の中より選出する。

- 2 監査の任期は1年とする。

(運営)

第9条 協議会は、全国会議、幹事会議及びブロック会議によって運営する。

(全国会議)

第10条 全国会議は、全会員をもって構成する。

- 2 全国会議は、協議会代表が招集するものとし、毎年1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(幹事会議)

第11条 幹事会議は、協議会代表、協議会副代表、幹事及び事務局をもって構成し、必要により他のものを参加させることができる。

- 2 幹事会議は、協議会代表がこれを招集する。
- 3 幹事会議は、協議会の目的を遂行するために必要な事業の推進にあたる。

(ブロック会議)

第12条 ブロック会議は、別表のブロックごとに設置する。

- 2 ブロック会議は、必要に応じてブロック代表幹事がこれを招集する。
- 3 ブロック代表幹事は、協議会に関する事項についてブロック内の連絡及び調整を行い、ブロック会議を代表する。
- 4 ブロック会議の事務は、ブロック代表幹事がこれを行う。

(部会)

第13条 第3条にかかげる事業の遂行のために、必要に応じて協議会に部会を設置することができる。

- 2 部会の構成、組織及び運営は、幹事会議において定める要綱による。

(関係省庁の協力)

第14条 協議会は、第3条にかかげる事業の遂行のために、国土交通省に対して必要な協力を求めるものとする。

(運営費)

第15条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会費及び会議分担金等により運営する。

2 会員が負担する年会費は金20,000円とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構は、金80,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定めた会員については年会費を減額することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に関係する甚大な災害に被災した会員については年会費を免除することができる。

5 前三項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に関係する公益法人等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は年会費を免除する。

一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。

二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(改正等)

第17条 この規約に定めのない事項及び規約の改廃は、全国会議の議を経てこれを行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成2年12月12日から施行する。

(経過措置)

第1条 第6条第3項に定める任期については、平成8年度に限り1年とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年6月24日から施行する。ただし、第4条中「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）」とし、第7条、第15条及び第12条別表中「都市基盤整備公団」とあるのは「都市機構」として、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年5月31日から施行する。